

令和4年10月3日  
新潟市水道局経理課

建設工事入札参加者 各位

総合評価方式一般競争入札の電子入札後の辞退の取扱いについて

日頃より当局の入札・契約事務につきましては、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、電子入札後の辞退につきましては、平成26年4月1日付「電子入札後の辞退の取扱いについて」で通知しておりますが、この通知は当局が行う建設工事の価格での競争入札を対象として運用しております。

この度、総合評価方式一般競争入札における電子入札後の辞退届の提出時期について問い合わせがあったことから、当局の取り扱いについてお知らせします。

記

1. 配置できる技術者がいなくなったこと等を理由とする電子入札後の辞退届の提出時期について

当該開札前の案件（当局以外の発注案件も含む）で落札候補者の決定の通知を受け、新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領第6条に定める技術資料「配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第2号）」に記載した配置予定技術者を配置できなくなった場合は、速やかに辞退届を提出すること。

2. 辞退届の提出方法等

平成26年4月1日付通知のとおり

3. 注意事項

本通知による届け出を怠ったことにより、入札の手続きに大幅な遅滞等が生じ、発注者との信頼関係を著しく損なう行為があったと認められる場合は、指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。

4. 問い合わせ

新潟市水道局

総務部 経理課 契約係

TEL 025-232-7322・7323

FAX 025-231-3100